

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少したこと等による 第1号被保険者の保険料の臨時的な減免基準（南部箕蚊屋広域連合）

1. 減免対象者及び減免額

減免対象者		減免額	申請必要書類
新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者		全額	①介護保険料減免・徴収猶予申請書 ②死亡又は重篤な傷病を負ったことについて確認できる書類（診断書、措置入院勧告書等の写し）
新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる第1号被保険者 【事業収入等】 次のいずれかの収入 ・事業収入 ・不動産収入 ・山林収入 ・給与収入	次の i 及び ii に該当 i 事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上 ii 減少することが見込まれる事業収入等にかかる所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下	【表1】 で算出した対象保険料額に、 【表2】 の前年の合計所得金額の区分に応じた減免等の割合を乗じて得た額 $(A \times B / C) \times d$	①介護保険料減免・徴収猶予申請書 ②調査に関する同意書 ③新型コロナウイルス感染症に関する介護保険料減免に係る収入等状況申告書（※添付書類あり）

※ i の「減少額」は、保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額

【表1】

対象保険料額 = $A \times B / C$
A : 当該第1号被保険者の保険料額
B : 第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得金額
C : 第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額

【表2】

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合 (d)
事業等の廃止や失業	10/10
200万円以下であるとき	
200万円を超えるとき	8/10

2. 対象とする保険料

- 令和元年度分及び令和2年度分の保険料
- 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、年金支給日）が定められている保険料（第1号被保険者が資格取得に関する届出を遅滞したことにより、本来、令和2年1月31日以前に納期限が定められるものが、令和2年2月1日以降になったものを除く。）